

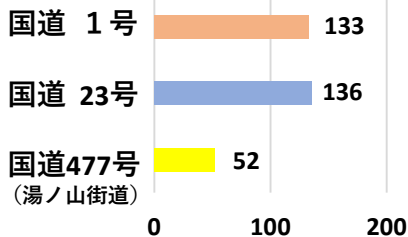
## 1 速度超過は重大な交通事故に直結

速度超過の状態では運転すると・・・

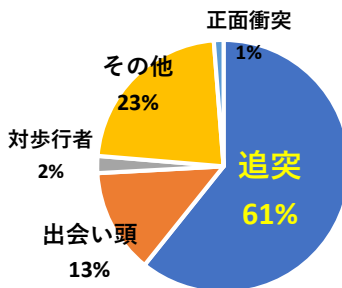
- 視野が狭くなって危険の発見が遅れる
- 交通事故が発生した場合、衝撃力が大きくなり重大な事故に発展

## 2 四日市南警察署管内の事故多発路線における人身事故発生状況（過去3年間）

【事故発生件数 上位3路線】



【上位3路線の事故類型】

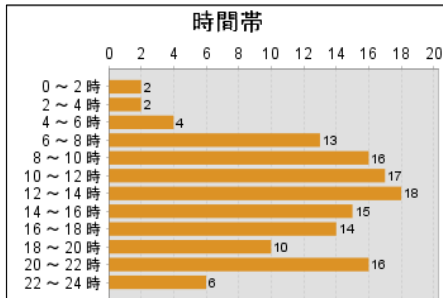


過去3年間(令和3年から令和5年)の人身事故総件数(1,216件)のうち、約25%(321件)が、**国道1号、国道23号、国道477号**で発生しています。



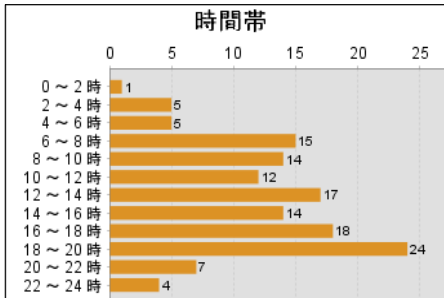
## 【路線別人身事故発生時間帯】

【国道1号】



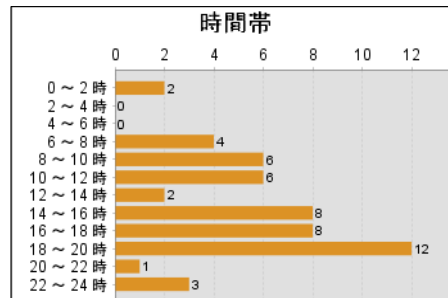
午後10時から午前6時までの発生は少ないが、それ以外の時間帯は慢性的に発生する傾向にある。

【国道23号】



午後8時から午前6時までの発生は少ないが、それ以外の時間帯は慢性的に発生する傾向にある。

【国道477号(湯ノ山街道)】



通通勤時間に発生している傾向にあるが、特に午後6時から午後8時の発生が目立つ。

## 3 速度取締りの指針

四日市南警察署では、交通人身事故発生件数の多い上位3路線(国道1号、23号、477号)を**重点路線**に設定し、路線別人身事故発生時間帯等から、下表の区域・時間帯を中心に速度取締り等を実施します。



重点路線	区域	重点時間帯		規制速度
		重点時間帯	重点時間帯	
国道1号	大治田 ～ 采女町	7:00～12:00	18:00～22:00	法定速度
国道23号	塩浜 ～ 河原田町	8:00～11:00	13:00～17:00	法定速度
国道477号 (湯ノ山街道)	西伊倉町 ～ 高角町	10:00～12:00	15:00～20:00	50

※ 重点路線以外でも速度取締り等を行うことがあります。

## 4 その他

交通事故多発路線以外でも、通学路や地元住民等の要望に応じて移動オービスを活用した、速度取締りを随時行っています。

